

換地処分公告に伴い お知らせ

- 1 本年6月12日(金)に、愛知県知事より「換地処分公告」がなされます。
- 2 この公告がされた日より、76条申請（土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書）が不要となります。
地区計画は、従来どおり大府市へ提出が必要です。
- 3 この公告がされた翌日（6月13日）より、大府共和西特定土地区画整理事業地区内の土地地番、及び、住居所在地の表示が変更され新しくなります。
- 4 この公告がされた翌日より（実際には6月15日(月)より）、名古屋法務局半田支局での大府共和西特定土地区画整理事業区域内の登記事務は一時閉鎖され、新しい町名・地番・地目・地積等書き換える事務が行われます。**⇒公告日より2～3か月間、閉鎖予定**
この閉鎖期間中は各種登記申請が一切受け付けられません。ご注意ください。
- 5 仮換地等の証明書の発行は6月12日をもって終了し、今後は発行できません。※「保留地証明書」の発行は行います。
なお、使用用途により「町名地番変更証明書」が、下記の大府市各所管課において発行されますので、必要な方は手続きをお願いします。

記

- 住所・戸籍に関すること・・・市民課（庁舎1階）
- 事業所に関すること・・・・・・総務課（庁舎2階）
- 土地に関すること・・・・・・都市計画課（庁舎4階）

大府市役所 庁舎（大府市中央町五丁目70番地）

令和2年6月8日

大府共和西特定土地区画整理組合